

平成 26 年度 第 2 回重要湿地見直し検討会 議事概要

日時：平成 26 年 12 月 11 日（木） 9:00～12:00

場所：環境省第 2・第 3 会議室

出席：（検討委員）小林光（座長）、新庄久志、高田雅之、田中次郎、藤原秀一、角野康郎、河地正伸、植田睦之、呉地正行、金井裕、細谷和海、松井正文、亀崎直樹、苅部治紀、西原昇吾、林正美、諸喜田茂充、近藤高貴、五嶋聖治、風呂田利夫、和田恵次（環境省自然環境計画課）鳥居敏男、山本麻衣、小泉亘司、高下翼（事務局：日本国際湿地保全連合）名執芳博、佐々木美貴、中川雅博、比留間美帆

議題

1. 業務実施状況の報告
 - (1) 業務内容とスケジュール
 - (2) 現状カルテの作成状況
 - (3) 「現地調査」と「分科会」の実施状況
 - (4) 「地方自治体への情報提供」と「事務局による地方自治体へのヒアリング」
2. 「改定重要湿地」(案)の検討
 - (1) 「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の確認
 - (2) 現行「重要湿地500」の担当検討委員判定
 - (3) 「再選定困難な湿地」と「担当検討委員判定が分かれる湿地」
 - (4) 「情報不足」の湿地
 - (5) 「新たな選定候補地」
 - (6) 湿地の統合等の考え方
3. 保全・再生のための「課題整理」方針の検討
 - (1) 湿地の現状分析
 - (2) 「現状カルテ」の整理作業依頼

議事資料

資料 1-1：業務内容とスケジュール

資料 1-2：現状カルテの作成状況

資料 1-3：「現地調査」と「分科会」の実施状況

資料 2-1：「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」

資料 2-2：現行「重要湿地500」の点検状況

別紙 1：現行「重要湿地500」の担当検討委員判定

別紙 2：「情報不足」の湿地

別紙 3：「新たな選定候補地」の概要

資料 2-3：湿地の統合等の考え方

資料 3-1：湿地の現状分析

資料 3-2：現状カルテ整理の方法

第2回検討会の場で合意形成が図られたものは以下のとおり。

■議題1（業務実施状況の報告）

- 現状カルテの作成状況、現地調査と分科会の実施状況等について事務局より報告。

■議題2（「改定重要湿地」(案)の検討）

(1)「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の確認

- 共通の選定基準の基準3について、現場での分かりやすさを考慮し「多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）」とする方向で委員に再度諮る。
- 共通の選定基準の基準5について、「繁殖場」は「産卵場」を含むため、産卵場を削除し、「採餌場、繁殖場等」とする。また、本基準での「生物の生活史の中で不可欠な地域」とは、種が季節的に当該湿地を利用する場合も含む。
- 「生物分類群毎の選定手順と留意事項」は、普及啓発の観点から公開する方針のため、各委員は記載内容を再度確認する。その際、固有種や天然記念物に関する記述の統一等に留意する。
- 生物分類群の名称について、「その他鳥類」は、例えば「シギ・チドリ類、ガンカモ類以外の湿地に依存する鳥類」とするなど適切な名称となるよう検討する。

(2) 現行「重要湿地500」の担当検討委員判定及び(3)「再選定困難な湿地」と「担当検討委員判定が分かれる湿地」

- 「再選定困難な湿地」に判定された場合、1つの生物分類群のみで選定されている湿地は、改定重要湿地リストから外れ、2つの以上の生物分類群で選定されている湿地については、その選定生物分類群だけ外れることとなる。
- 状況がよくない湿地であっても、回復の見込みがある場合は「再選定」とする。保全・再生にかかる地元の体制の有無ではなく、あくまでも生物種の回復可能性があるかどうかで判断する。なお、当該湿地が危機的状況にあることを現状カルテに記載する。
- 「生物分類群毎の選定手順と留意事項」に、現状が劣化している湿地であっても、回復の見込みがある湿地については選定した旨の注意書きを付記する。
- 事務局は、「再選定困難な湿地」の公表の仕方を検討する。湿地名と再選定困難な理由はセットで公表することが必要。

(4)「情報不足」の湿地

- 委員は、担当外の生物分類群に提供できる情報があれば、事務局に連絡する。また、委員同士で連絡を取り合ってもよい。
- 事務局は、位置図情報など地方自治体等からの収集情報を委員にフィードバックする。
- 事務局は、情報不足湿地の改定重要湿地リスト上での取扱いや公表の仕方を検討する。

(5)「新たな選定候補地」

- 新規に追加される湿地は、200程度まで増える見込みである。ただし、位置図情報を収集し、湿地統合等の作業が進めば、湿地数が絞り込まれる可能性はある。

- 湿地数の上限は定めのないものの、委員は、湿地数の大幅な増加がないように配慮する。
- 第3回検討会までに「検討中」の湿地がなくなっている状態を目指す。委員は「検討中」の湿地を優先的に判定する。作業スケジュールは、第3回検討会の開催時期を踏まえ事務局から連絡する。

(6) 湿地の統合等の考え方

- 同一地域において複数の湿地が存在する場合、生態的な関連性のほか地形や水系なども考慮してまとめる方向で作業を進める。
- 「改定重要湿地リスト」の利用者に分かりやすいものとなるよう、例えば、初めに東京湾など大きくりの「地域」が、次に三番瀬など「生息・生育域」が、最後に底生動物など「種名」が出てくるといった階層を意識したものとするなど、表現を検討する。
- 選定理由に多くの種名が記されている湿地については、必要な情報に絞って記述することを検討する。

■議題3（保全・再生のための「課題整理」方針の検討）

(1) 湿地の現状分析

- 保全・再生にあたっての課題を抽出するために、現状を分析する必要がある。生物多様性の4つの危機よりも、劣化要因を絞り込んだ分析をする。
- 4つの危機の類型化については、湿地の現状の傾向を捉えることを目的とする。なお、4つの危機のほかに「その他」を設け、天災など自然現象による劣化はここに入れる。
- 生物分類群毎で具体的な分析を行うが、時間の制約も考慮し複数の要因の関連性に着目するなど、それぞれの生物分類群の独自性を活かせる実現可能な方法を事務局が検討する。
- 適切な課題設定をするため、劣化要因の分析にあたっては、当該要因が直接的に影響を及ぼしているのかそれとも間接的か、また、独立的要因か相互的要因かを整理することが望ましいが、この作業を現段階で実施するのは時間的に困難。分析可能な生物分類群で試行してみる。

(2) 「現状カルテ」の整理作業依頼

- 委員は、「保全・再生にあたっての課題」欄の事務局案を確認し、必要に応じて加筆修正する。
- 事務局は、「保全の取組内容」等の各欄の情報補強を引き続き進める
- 委員は、「その他、特記事項」欄に、今後顕在化する可能性のある懸念事項を記入する。

以上